

意見書案第10号



運転停止中の原子力発電所の再稼働はしないことを求める意見書（案）


上記、議案書を別紙のとおり提出します

平成24年6月25日

栗東市議会

議長 下田 善一郎 様

提出者 栗東市議会議員

下田 浩美 

賛成者 栗東市議会議員

大西 晴子 

運転停止中の原子力発電所の再稼働はしないことを求める意見書（案）

野田首相は、6月8日、関西電力大飯原発3、4号機を再稼働することを表明しました。しかし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）事故の原因究明が尽くされたわけでもなく、安全対策や万一の場合の避難計画なども進んでおらず、新たな規制機関も設置されていません。そうした前提条件も整わないまま再稼働を決断することは、許されることではありません。そもそも全国の原子力発電所がどの程度の地震や津波に見舞われるのかの想定さえ見直しが迫られているのに、安全が確保できているかのように言うのは、新たな安全神話そのものです。

今回の福島原発事故で明らかになったことは、原子力災害はひとたび発生すれば、広範囲に取り返しのつかないほど深刻な被害をもたらすということです。

滋賀県が隣接している福井県には14基もの原子炉があり、これらの原子炉のある場所には多くの活断層が存在しており、いつ大地震が発生してもおかしくない大変危険な地域です。福井県で原発災害が生じた場合、本市も深刻な被害を受ける可能性があります。

政府は、先に原子力発電所再稼働に当たっての安全性について基準を示しましたが、その中身は昨年事故後、各原子力発電所に指示した非常用電源車の配置や机上で原子力発電所の耐震性などを検査するストレステストの実施などで、「大飯原発」の場合、事故の際に不可欠な免震事務棟の整備などは全て計画だけで済まされ、安全の名に値しないことは明らかです。

よって、少なくとも福島原発事故の実態及び事故の原因究明がなされていない中で大飯原発3、4号機の再稼働の決定はあまりにも拙速です。なお、定期検査中等で停止中のすべての原子力発電所についても同様に再稼働させないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月27日

栗東市議会議長 下田 善一郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
原発事故の収束及び再発防止担当大臣
内閣官房長官